

一般試験 募集要項

(1) 試験日程

	願書受付期間	試験日	合格発表日
一般試験	令和2年10月7日(水)～ 令和2年10月19日(月)必着	令和2年10月23日(金)	令和2年10月30日(金)

(2) 募集定員 各科定員まで

(推薦試験の合格者を含め、各科20名程度)

(3) 受験資格

学校教育法による高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）を卒業した者（卒業見込みの者を含む）、又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者。

(4) 試験方法・提出書類

試験方法	普通課程	高等学校卒業程度の学科試験（国語：総合（古文・漢文除く）、数学：数学Ⅰ・数学Ⅱ）及び面接試験
試験場所	高崎産業技術専門学校	
提出書類	令和3年3月に高等学校卒業見込みの者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入校願書（4×3cmの写真をはり付けること） 2 進学用調査書 3年1学期又は、前期までのもの。ただし、通信制等は発行可能な期間までのものとする。
	高卒以上の既卒者	<ol style="list-style-type: none"> 1 入校願書（4×3cmの写真をはり付けること） 2 高等学校以上の卒業証書の写し又は学校等で作成する証明書 ※高等学校以上とは、高等学校及び高等学校等卒業以上で入学可の専門学校、短期大学、大学、大学院等 3 進学用調査書（令和2年4月1日時点で20歳未満の方は卒業した高等学校等で作成した証明書が必要です。） 4 職務経歴書（令和2年4月1日時点で20歳以上の方は職務経歴の有無に関わらず提出が必要です。）

提出書類	高等学校卒業 と同等以上の 学力を有する と認められる 者	<p>○高等学校卒業程度認定試験規則による認定試験に合格した者。 及び令和3年3月31日までに合格見込みの者。 (大学入学資格検定の合格者を含む)</p> <p>1 入校願書 (4×3cmの写真をはり付けること)</p> <p>2 認定試験の合格を証明する書類 合格者 : 合格証明書又は合格証書の写し 合格見込者 : 当校の試験合格後、原則として入校日までに合格 証明書、又は合格証書の写しを提出すること。</p> <p>3 中学校の成績証明書 (令和2年4月1日時点で20未満の方は、 出身校で作成した証明書が必要です)</p> <p>4 職務経歴書 (令和2年4月1日時点で20以上の方は職務経歴 の有無に関わらず提出すること)</p>
	上記以外	高崎産業技術専門学校にお問い合わせください。
入校試験料	<p>2,200円</p> <p>入校願書に群馬県収入証紙、又は金融機関で交付された払込書の領収済証明書をはり 付けてください。払込書による納付も可能です。希望される方はお問い合わせ下さい。</p>	
提出場所	<p>高崎産業技術専門学校に提出してください。</p> <p>一定の要件を満たす方には「雇用保険」や「職業訓練受講給付金」等の給付金が支給 されることがあります。該当する方は、入校願書を提出する前に、公共職業安定所(原 則、住所又は居所を管轄する公共職業安定所)に相談してから願書をご提出ください。</p>	

※ 願書を郵送する場合は、住所、氏名及び郵便番号を記入し、84円切手を貼った封筒(「長形3号又は
角形8号」)を同封の上、郵便局から簡易書留にて郵送してください。なお、郵送必着の期限は願書受付
終了日の17:15までと致します。

※ 納付された入校試験料は、いかなる理由があっても返還しません。

(5) 入校手続等

入校手続や提出書類に関する詳細については、合格発表の際に連絡します。

入 校 料	5,650円(群馬県収入証紙又は金融機関払込書による納付)
授 業 料 諸 費 用	授業料は年額118,800円(月額9,900円)です。 諸費用については、科により異なります。 ※1ページ参照

※ 納付された入校料は、いかなる理由があっても返還しません。

※ 金額は、都合により変更することがあります。

(6) その他

- 高等学校等の卒業見込み等で受験した合格者（全科）は、入校日までに卒業証明書（卒業証書の写し又は出身学校で作成する証明書）を提出していただきます。
- 独立行政法人 日本学生支援機構による奨学金は利用できません。
- 外国籍の方で、在留資格が無い場合は、法令により入校することができません。詳しくは当校までお問い合わせください。
- 自動車整備科を「中学校卒業と同等以上の学力を有すると認められる者」として受験を希望する方は、受験資格を確認させていただきますので、早めに当校までお問い合わせください。
- 中学校卒業後、就業等していたなど、高等学校等卒業資格がない方でも、定員若干名の「若年者チャレンジ一般試験」があります（ただし、令和2年4月1日時点で30歳未満の方）。詳細については当校までお問い合わせください。

応募のあたっでの注意！ （該当する方はご注意願います）

公共職業安定所の受講指示により本校に入校すると訓練期間中、給付金が支給される場合があります。この場合あらかじめ公共職業安定所（ハローワーク）において、職業訓練受講に関わる受講相談を行う必要があります。該当する方は、必ず出願書類を提出する前に、公共職業安定所（ハローワーク）に相談し、手続きした上で願書を提出してください。

なお給付に関する詳細は、公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。
（当校に願書提出後に受講相談した場合、受講指示されないのをご注意ください。）